

## 第 1 6 4 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）午前 9 時 4 4 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 1 6 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 8 名 欠席 2 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	欠	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	欠
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧  
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹  
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
 農地担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦  
 主事 森上 諒佑

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
  - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
  - (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
- 報 告
- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
  - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹

6番 奥田 哲也

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第164回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は 2 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

4番 <sup>おかもと</sup>岡本 <sup>いつき</sup>五樹 委員、6番 奥田 哲也 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

逢坂 議長 議案の訂正はありません。以上です。

課長補佐

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1 ページ1番、新規農による所有権移転です。営農計画書によりますと、受人は中区祇園の耕作放棄地で野菜や果樹を栽培していますが、この度その近隣で譲渡の話があり、取得して地元の農業者の指導を受けながら野菜や果樹栽培を行うものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 1番について、中区協議会の協議の様様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 課長補佐 1 ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、新規農による所有権移転です。営農計画書によりますと住所地へ移住したことにより、従来より興味があった農業を行うもので、農協や地元農業者の指導を受けながら、じゃがいもなど野菜栽培を行うということです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約3.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約4.1アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

前回保留となった8番ですが、新規農による所有権移転です。営農計画書によりますと、実家の農業の手伝いをしてきた経験があり、この度農地取得の話を受け、親戚・知人など農業者のアドバイスを受けながら、本格的に農業を行おうとするものです。

前回は、担当委員さんから、申請人等と連絡がつかない状態であり、また営農計画にも疑義があるとのことのお話しがあり保留としていました。その後、担当委員さんが申請人等へ営農計画書について内容確認を行いました。10月16日の協議会では、各推進委員さんから営農計画書の内容には疑義が残っており、もう一度申請人と会って話をしたほうがよいのではとの意見がありました。このため、今後、事務局立ち会いのもと、直接、受人から委員へ説明の場を設けて、疑問な点や懸念される事項を具体的に確認したうえで判断してはどうかとの意見でまとめ、東区協議会では、再度の保留意見となりました。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約8.3アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ10番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約7.4アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 1 番と 1 2 番は受人が同一ですので併せて説明します。1 1 番は受贈、1 2 番は借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約 4 1 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約 1. 6 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、新規農による所有権移転です。営農計画書によりますと、自宅近隣の耕作放棄地となっている畑を取得し、親戚の農家や J A の指導を受けながら、玉ねぎなど野菜栽培を行うということです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進 2 番から 1 4 番までの 1 3 件について審議した結果、事務局の説明のとおり 8 番  
委 員 を保留意見、残る 1 2 件を許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

大森勇二 8 番について、受人と話しはしているのか。

委 員 地区担当の推進委員からは、話しはしていると聞いている。

逢坂 課長補佐

議 長 それでは、申請等（1）は、1 番から 1 4 番までの 1 4 件の内、8 番を保留とし、  
残る 1 3 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 3 ページ 1 番、申請地は農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区赤田の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増えて

手狭になったため、現居住地に近く生活環境を変えずに生活でき、また夫婦それぞれの実家に近くお互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、東区の説明をお願いします。

逢坂課長補佐 3ページ2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区水門町の実家に受入ら世帯の5人と、両親、弟の9人で居住していますが手狭なため、実家近隣で協力して生活のできる母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和6年4月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）で使用貸借権を設定します。

受人は現在、北区田中の借家に夫婦で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、実家近隣で農業の手伝いもしやすい父所有の申請地に自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 2番と3番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（2）は、1番から3番までの3件を許可と決定してよろしいか。  
全 員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（３）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

逢坂 4 ページ 1 番から 8 番までの 8 件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類  
課長補佐 はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。6 番はあっせん希望がありますので  
内容を確認の上、協議させていただきます。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（３）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、1  
番から 8 番までの 8 件を受理と決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、申請等（４）所有権の移転、  
（５）利用権の設定、（６）利用権の移転、（７）利用権の設定及び転貸てんたいを一括し  
て審議します。事務局から説明をお願いします。

森上主事 今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等（４）の所有権の移転については、中区はありません。東区は 1 ページ 1  
番から 3 番までの 3 件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事  
業で、1 番、3 番は財団から担い手へ、2 番は農地の所有者から財団への所有権移  
転です。

申請等（５）の利用権の設定については、中区は 2 ページ 1 番から 1 1 番までの  
1 1 件、東区は 3 ページ 1 番から 2 3 ページ 1 8 7 番までの 1 8 7 件です。

申請等（６）の利用権の移転については、中区はありません。東区は 2 4 ページ  
1 番から 2 8 ページ 4 2 番までの 4 2 件です。現在の借受人（耕作者）の賃借権や  
使用貸借権を、新たな借受人（耕作者）へ移すものです。契約期間は当初のままと  
なります。

申請等（７）の利用権の設定及び転貸については、中区は 2 9 ページ 1 番から 3  
5 ページ 3 8 番までの 3 8 件、東区は 3 6 ページ 1 番から 4 0 ページ 2 0 番までの  
2 0 件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時  
に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

別に配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等（４）所有権の移  
転を除く、申請等（５）、（６）、（７）を合計したものです。

岡山市全体では計 5 7 9 件、第二農業委員会分は 2 9 8 件で、中区が 4 9 件、瀬  
戸地区を除く東区が 2 1 0 件、瀬戸地区が 3 9 件です。面積はご覧のとおりです。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし  
ていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。  
全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（４）から（７）の岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

逢坂 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、５ページ  
課長補佐 １番の１件で、転用目的は露天駐車場１件、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、６ページ  
１番から９番までの９件で、転用目的は、分譲宅地等３件、医療施設用地１件、長  
屋住宅・共同住宅用地３件、自己住宅等２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、７ペー  
ジ１番から３番までの３件です。解約理由は、耕作目的が３件で、離作料は記載の  
とおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、８ページ１番  
の１件で、内容は農業用倉庫及び作業場所です。以上です。

議長 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。  
全 員 ありません。

議長 長 それでは、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委  
員の方から何かご意見はありませんか。

全 員 ありません。

議長 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、  
代理者 お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時16分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員